

第二十六回 参議院商工・地方行政・大蔵委員会連合審査会會議録第一号

昭和三十三年五月十六日(木曜日)午後
二時三十三分開会

委員氏名

委員長 松澤 兼人君
委員 青柳 秀夫君 理事 近藤 信一君
委員 大川 光三君 理事 西川 弥平治君
委員 高橋 衛君 理事 阿具根 登君
委員 阿部 竹松君 理事 藤田 進君
委員 相馬 助治君 理事 加藤 正人君
委員 加藤 正人君 理事 大竹 平八郎君
委員 地方行政委員

委員 本多 市郎君
委員 理事 大沢 雄一君 理事 小林 武治君
委員 理事 加瀬 完君 理事 成瀬 幡治君
委員 伊能 繁次郎君 理事 伊能 芳雄君
委員 小柳 牧爾君 理事 館 哲二君
委員 成田 一郎君 理事 安井 謙君
委員 吉江 勝保君 理事 占部 秀男君
委員 久保 等君 理事 鈴木 壽君
委員 中田 吉雄君 理事 大和 与一君
委員 岸 良一君 理事 森 八三二君
委員 白木 義一郎君

委員 大蔵委員
委員 廣瀬 久忠君
委員 理事 木内 四郎君 理事 西川 甚五郎君
委員 理事 江田 三郎君 理事 平林 剛君
委員 理事 天坊 裕彦君
委員 青木 一男君
委員 塩見 俊二君
委員 田中 茂穂君
委員 土田 国太郎君
委員 吉米 地英俊君
委員 宮澤 喜一君
委員 大矢 正君
委員 栗山 良夫君
委員 伊能 繁次郎君
委員 小柳 牧爾君
委員 成田 一郎君
委員 安井 謙君
委員 吉江 勝保君
委員 占部 秀男君
委員 鈴木 壽君
委員 森 八三二君
委員 白木 義一郎君

委員 出席者は左の通り。
委員 松澤 兼人君
委員 古池 信三君
委員 西川 弥平治君
委員 阿具根 登君
委員 近藤 信一君
委員 青柳 秀夫君
委員 小幡 治和君
委員 大川 光三君
委員 後藤 義隆君
委員 白井 勇君
委員 高橋 進太郎君
委員 高橋 衛君
委員 三浦 義男君
委員 藤田 進君
委員 加藤 正人君
委員 大竹 平八郎君
委員 地方行政委員

委員 本多 市郎君
委員 理事 大沢 雄一君 理事 小林 武治君
委員 理事 加瀬 完君 理事 成瀬 幡治君
委員 伊能 繁次郎君 理事 伊能 芳雄君
委員 小柳 牧爾君 理事 館 哲二君
委員 成田 一郎君 理事 安井 謙君
委員 吉江 勝保君 理事 占部 秀男君
委員 久保 等君 理事 鈴木 壽君
委員 中田 吉雄君 理事 大和 与一君
委員 岸 良一君 理事 森 八三二君
委員 白木 義一郎君

委員 大蔵委員
委員 廣瀬 久忠君
委員 理事 木内 四郎君 理事 西川 甚五郎君
委員 理事 江田 三郎君 理事 平林 剛君
委員 理事 天坊 裕彦君
委員 青木 一男君
委員 塩見 俊二君
委員 田中 茂穂君
委員 土田 国太郎君
委員 吉米 地英俊君
委員 宮澤 喜一君
委員 大矢 正君
委員 栗山 良夫君
委員 伊能 繁次郎君
委員 小柳 牧爾君
委員 成田 一郎君
委員 安井 謙君
委員 吉江 勝保君
委員 占部 秀男君
委員 鈴木 壽君
委員 森 八三二君
委員 白木 義一郎君

委員 出席者は左の通り。
委員 松澤 兼人君
委員 古池 信三君
委員 西川 弥平治君
委員 阿具根 登君
委員 近藤 信一君
委員 青柳 秀夫君
委員 小幡 治和君
委員 大川 光三君
委員 後藤 義隆君
委員 白井 勇君
委員 高橋 進太郎君
委員 高橋 衛君
委員 三浦 義男君
委員 藤田 進君
委員 加藤 正人君
委員 大竹 平八郎君
委員 地方行政委員

委員 本多 市郎君
委員 理事 大沢 雄一君 理事 小林 武治君
委員 理事 加瀬 完君 理事 成瀬 幡治君
委員 伊能 繁次郎君 理事 伊能 芳雄君
委員 小柳 牧爾君 理事 館 哲二君
委員 成田 一郎君 理事 安井 謙君
委員 吉江 勝保君 理事 占部 秀男君
委員 久保 等君 理事 鈴木 壽君
委員 中田 吉雄君 理事 大和 与一君
委員 岸 良一君 理事 森 八三二君
委員 白木 義一郎君

委員 大蔵委員
委員 廣瀬 久忠君
委員 理事 木内 四郎君 理事 西川 甚五郎君
委員 理事 江田 三郎君 理事 平林 剛君
委員 理事 天坊 裕彦君
委員 青木 一男君
委員 塩見 俊二君
委員 田中 茂穂君
委員 土田 国太郎君
委員 吉米 地英俊君
委員 宮澤 喜一君
委員 大矢 正君
委員 栗山 良夫君
委員 伊能 繁次郎君
委員 小柳 牧爾君
委員 成田 一郎君
委員 安井 謙君
委員 吉江 勝保君
委員 占部 秀男君
委員 鈴木 壽君
委員 森 八三二君
委員 白木 義一郎君

委員 出席者は左の通り。
委員 松澤 兼人君
委員 古池 信三君
委員 西川 弥平治君
委員 阿具根 登君
委員 近藤 信一君
委員 青柳 秀夫君
委員 小幡 治和君
委員 大川 光三君
委員 後藤 義隆君
委員 白井 勇君
委員 高橋 進太郎君
委員 高橋 衛君
委員 三浦 義男君
委員 藤田 進君
委員 加藤 正人君
委員 大竹 平八郎君
委員 地方行政委員

國務大臣

通商産業大臣 水田三喜男君
國務大臣 田中伊三次君
政府委員 法制局第三部長 西村健次郎君
中小企業庁長官 川上 為治君
中小企業庁 今井 善衛君
振興部長 川瀬 健治君
中小企業庁 指導部長 小田橋貞寿君
事務局側 常任委員 小田橋貞寿君
常任委員 木村常次郎君
常任委員 福永与一郎君
常任委員 松本 十郎君
大蔵省銀行 局保險課長 松本 十郎君

説明員

大蔵省銀行 局保險課長 松本 十郎君
本日の會議に付した案件
○中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○商工委員長松澤兼人君委員長席に着く
○委員長(松澤兼人君) これより商工、地方行政、大蔵委員会連合審査会を開会いたします。
慣例によりまして、私が本日の會議を主宰いたします。
連合審査会の議題は、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案についてでございます。
まず、提出者側から提案理由の御説明を願います。
○衆議院議員(小笠公昭君) ただいま

議題となりました中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。
本改正案の骨子は、現行法に規定されております事業協同組合等のほかに、新たに事業協同小組合及び火災共済協同組合の制度を設けること等の改正を行おうとするものであります。
中小企業者の中には種々の階層があり、むしろ零細とも申すべき経済単位にもなりかねる小規模の商工業もありまして、これら資本性の脆弱な、むしろ生業ともいふべき勤労事業を営む者に對しましては、格段の助成措置を講ずる必要があるものと考え、事業協同小組合の制度を新設しようとするものであります。

次に、わが国の損害保險事業は、一部を除いては、少數の営利会社に独占されておまして、ためにその普及率を二〇%内外という、不燃性建築の多い歐米諸國に比してすら、著しく低率であります上、保險率もいささか高きに失するために、一般中小企業者は容易に加入し得ない状態に置かれております。
かかる事情のもとに、終戦後、今日に至るまですでに中小企業者は独自の立場において、自家保險の態勢を確立して参つておるのであります。これが着実な成果を上げておる例が少なくないことをあわせ考え、火災共済協同組合の制度を法制化しようとするものであります。

本件につきましては、すでに衆議院を通じて参議院において審議されております「中小企業団体の組織に関する法律案」の修正案をまとめる際にも、与野党間において十分この点を話し合いました結果、事業協同小組合及び火災共済協同組合の構想は、現行中小企業等協同組合法の改正によって実現させるのが適当であるということに、意見が一致し、委員会提出の形式をもって、衆議院に提案、その可決を得まして、ここに御審議を願うこととなつた次第であります。

本改正案の内容につきまして簡単に御説明いたします。

まず、事業協同小組合につきましては、第一に、組合員の資格は、主として自己の勤務によって商工業、鉱業、運送業、サービス業等を行う事業者であつて、使用従業員数は工業等にあつては五人以下、商業、サービス業にあつては二人以下のものであります。

第二は、政府は、小組合の組合員の助成に關しまして、金融上その他特別の措置を講じなければならないこととするのであります。

次に、事業協同組合及び事業協同小組合に對しまして、「中小企業団体の組織に関する法律」による商工組合と同様の団体交渉権を与え、これに關するあつせんまたは調停の規定を設けることとあります。

次に、火災共済協同組合につきましては、第一に、組合員の資格は、組合の地区内における中小企業者であることとするのであります。

第二に、出資金の総額は、組合に於ては二百万円、連合会に於ては、五百万円以上とし、組合員数は、千人

以上を要することとすることとあります。

第三は、共済金額の制限であります。すなわち、契約者一人について、百五十万円を限度とし、共済金額の総額は出資、準備金、積立金、支払保証額等の合計額の十分の一・五を限度とするのであります。なお、事業協同組合及び小組合が福利厚生事業として火災共済契約を締結いたします場合には、契約者一人につき、三十万円を限度として、特例として、以前から、火災共済事業を行なつてゐる組合は、これをこえることができることとしております。

第四は、募集の制限についてであります。募集に當るものは、当該組合の役員または職員に限ることとすることとあります。

第五は、保険業法の報告徴収、立ち入り検査、監督命令、その他の監督規定を準用することとあります。

第六に、所管行政庁は、通商産業大臣及び大蔵大臣とし、なお、組合設立の認可及びその他の権限の一部は、都道府県知事に委任するものとすることとあります。

以上が本改正案提案の趣旨であります。何とぞすみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(松澤兼人君) それではこれより質疑に入ります。

大蔵委員会からは宮澤委員、木内委員、青木委員、また地方行政委員会からは森委員から質疑の御要求がございますが、この方々の質疑を先にさせていただきます。商工委員会の御質疑の御方は、関連質問以外は大蔵委員並びに地方行政委員の御質疑が終了した

後にお願ひいたしたいと存じます。それでは順次御発言を願ひます。

○宮澤喜一君 商工委員会におかれましては、非常に御多忙のところ、この機会をお与え下さいましたことを感謝いたします。

議題となりました法律案につきまして、主として提案者から条文を追つて御意見を承りたいと考えておりますが、その前に、総括的なことで二、三提案者にお尋ね申し上げたいと思ひます。

提案理由の御説明によりますと、この法律案によりまして、共済協同組合を法制化したしまして、それによつて国民の火災から生ずる損害を共済しよう、こういう御趣旨であるようにありますが、そういういたしますと、これは一方において国民の財産権に關係のあることとあります。他方においてこの共済組合は、掛金をお集めになり、それを運用されるということとありますから、一つのいわば信用機關に近いような機能を営まれる、こう思うわけであり、しかもこういう制度は、一度これが動き出しますと、その性質上、朝令暮改ということには非常にむづかしい。それでございまして、この法律案は、国民の財産権あるいは国の経済、信用のあり方に非常に大切な關係を持つておる、こう思うわけとあります。ところが、私がこの法律案を拝見いたしますと、これは他の院でなされたこととございまして、よほど慎重に申し上げなければならぬと思ひますが、最小限度に申しまして、問題になりそうな点、疑問の点、それ

のでき方、構成についてかなり問題になる点が多いのじゃないか。しかしそういう大事な法律案でありますから、おそれなく衆議院におかれましては各方面からいろいろの検討をなすつて、商工委員会におかれども、さぞかし慎重審議をなさつたろう、そう思うのでございますが、ただいま申し上げましたこととあわせて、お差しつかえがなければ衆議院の御審議はどのようになつておつたか、提案者からお答えを願へば幸ひと思ひます。

○衆議院議員(小笠公昭君) 御承知の通り、衆議院におきましては、政府提案の中小企業団体法、社会党提案の中小企業組織法等の提案を受けまして、四月の上旬から審議に入つたのであります。四月二十七日に質疑を打ち切りまして、両院の間におきまして、両案を中心としての比較検討等の研究を進めて参りました。その間におきまして中小企業組織法案に盛られております火災共済協同組合案というものをこの際取り上げることが適当であるという結論に達しまして、衆議院の商工委員会の両院から出ております小委員の間におきまして検討を加え、一応成案を得まして、常任委員会の全体の方々の意見を徴し、しかる後に委員会提案として国会に提案いたしましたのであります。その間におきまして火災共済協同組合につきましては、二、三の議員から質疑もあつたのであります。が、われわれといたしましては、時間的には比較的短かい時間ではありましたが、非常に慎重に審議をして本会議に提案いたしました、こういうふうな事情でございます。

○宮澤喜一君 私のお尋ねいたしてお

りますのは、衆議院の商工委員会としてどのような審議をなすつたかということについてでありまして、そこに至るまでの経緯につきましては、これは公けのことでございせんから、今お尋ねをいたしております。衆議院の商工委員会の会議録によりますと、ただいま提案の御説明にもありましたように、これは委員会提出の形式でございますので、この会議録によりまして、この提案に對しまして別段委員の発言はなく、その際委員外であります議員某君及び某君から発言を求められておりますので、これを許すが、その発言は両君で合せて三十分以内にお願いいたします。これが商工委員会でのこの法案を審議されました唯一の部分である、こういうふうに承知をしてよろしくございませうか。

○衆議院議員(小笠公昭君) 速記にある通りであります。

○宮澤喜一君 実はそれで思ひ当ることとがございまして、詳しいことは後に条文を追つて承りますが、ただいまお読みになりました提案理由及び衆議院の委員会並びに本会議でお読みになりました提案理由、そのいずれを見ましても、明らかに法律に書いてあることと違つた部分があるように私は思われるのでございまして、それはどの点かと申しますと、各委員におそらく御配付があると思ひますが、ただいま小笠委員の読まれた提案理由の第四についてでございます。第四は、募集の制限についてでありまして、募集に當るものは、当該組合の役員または職員に限ることとする。ただいまもそういう御説明があつたわけでありまして、そこで念のため、これは提案者は

この内容はもちろん御承知でありましようが、この連合審査会のために、この内容について私の知っておりますことをいささか御参考申し上げたい。これは従来この種の共済事業について、地方で消防団員が非常に関与をすることがあるわけでありまして、消防団員が勧誘に来ると、どうしても入らなければならぬ。しかし地方公務員としてそういう行為は不適当であるから、そこでこの募集をこういう形で制限された、「役員または職員に限る」という御趣旨と承知をいたしておるのであります。そこで、しかし消防団員が関与することがいいか悪いかというのを今私は申し上げておるのではないで、それを申し上げるのではなくて、提案理由では「役員または職員に限る」と言っておられますけれども、法律案を拝見いたしますと、これは配付になりました法律案の十ページ、第九条の七の五の二項でございます。保険募集の取締に関する法律を準用いたしまして、そうして読みかえをいたしまして、「その火災共済協同組合の組合員又はその火災共済協同組合の役員若しくは職員に対する場合」、こういうふうにしておられるのでございませう。そこでこの読みかえがまた非常に複雑かと思ひますから、どういふことかというのを簡単に申し上げますと、保険募集の取締に関する法律では「損害保険会社は、その役員若しくは使用人又は同項の規定により登録された損害保険代理店に対する場合」を除いては募集の委託をしてはいけない、こういうことでございまして、これを

ここに準用なさって読みかえをなさつたのでありますから、この法律は単に役員もしくは職員が募集に当ることを許したばかりでなくして、組合員も許されている。提案理由では役員、職員に限るというおられますが、法律は明らかにそうではないので、法律案は組合員も募集に当ることを許している。そこで地方公務員でありまして消防団員はこれは組合員になれるわけでありまして、自分の家、家財を共済に入れることは自由でありますから……提案者がたゞいまお読みになり、あるいは衆議院の商工委員会、本会議で御説案と違つた提案理由と、どこにある法律案と違つたのでございませう。そこであまり強いてことを申し上げるまでもないが、提案者もそのことを知りながら、わざわざ役員、職員に限る、こうおっしゃつたのであれば、これは非常に失礼な想定になりますから、おそれるべきではないであらう。そうならば法律案の内容を、何と申しますか、知らずに提案理由を御説明になつたといふことになれば、これはあまり例のあることではない、いかがでございませうか。

○衆議院議員（春日一幸君） 私から御答弁をさせていただきますと存じますが、この第九条の七の五の御指摘の二項でございますが、そこには今御指摘になっております通り、募集の事務に従事できる者としたしましては、その火災共済協同組合の組合員、それから役員、職員、こういう形に相なつてゐるわけでありませう。従ひまして組合の構成メンバーであります組合員は募集活動を行うことが許されております。しかしながら御心配になつておるまする消防団員がそれができるかどうかであります。消防団員自体としての人格ではそのことをなすことを禁止いたしておりますが、しかし消防団員が中小企業者としての資格を有し、そうしてその組合に加入をいたしました場合におきましては、消防団員たるの肩書を有するのゆえんをもってこういう募集にはならぬといふわけでありませう。しかしながら中小企業者でないところの消防団員、これが募集事業に携わることは明らかに禁止されるべき事柄として想定されているのでございまして、この点は提案者の方におきまして十分検討の上、このような提案をいたしているのをごいいます。

○宮澤喜一君 前にも申し上げましたように、私は消防団員が募集をするところではない、悪いといふことを今論じているのではない、それはいずれ逐条のときにお伺いをいたします。今申し上げていることは、法律によれば、組合員も、役員も、職員も募集ができる、こう書いてあるのに、なぜ提案理由で役員と職員に限つてゐると、こうおっしゃつたのか、これを伺つてゐるのであります。

○衆議院議員（小笠公留君） お答えいたします。実は法律の文面は御指摘の通り、組合員及び当該組合の役員職員であります。組合員の言葉は不注意で落したのであります。この点はあしからず、法文で一つ……（笑）

○宮澤喜一君 これはやや——ややではない、かなり実体に関係のある問題でございませうから、お読み違ひになつたといふようなことでは困るので、その証拠には衆議院でも、商工委員会及び本会議でやはり同じく、ここに速記録がございませうが、役員、職員に限る、こう言つておられるのです。ですから、きょうだけお間違ひになつたといふのではないのでございませうが、提案者はおそらく役員、職員に限る、こう思つておっしゃつたのだと思ひますが、たゞいまお読みになりました提案理由はその限りでお間違ひであつたと……、他の院でどういふことがありましたが、私も申すべきでございませうけれども、先刻申しましたように、これについてほとんど質疑といふものが衆議院で行われていないのでございませうから、こういう提案理由だとおっしゃれば、おそらくそれを聞かれた方はさうだろつと思つて、この法案は通されたらう、それはしかしよその院のこととございませうけれども、いかがでございませうか。

○衆議院議員（小笠公留君） 衆議院のときの提案については、私は関係してゐると申します。表に立つておりましたので、どういふ御説明をしたかちよつとわかりませんが、実は私が先ほど御説明申し上げましたのはミスでございませう。その点は私は法律の規定に従ふべきであると思ひます。

○宮澤喜一君 春日議員にお伺いをいたしたい。と申しますのは、その点については、春日議員は衆議院の商工委員会が発言をしておられますからお伺いをいたしたい。春日議員は今の問題につきまして、衆議院の商工委員会では小山長規君の質問に答へられて、「この法律に基づくところの募集人というものは、明らかに条文が明記いたしておる通り、やはり組合員、役員並びにその従業員、これに限定されるわけでありまして、今、引例になりまして募集の事実というものは、消防団員が募集に従事していいか、悪いかといふことでありますが、この法律によるものではない、この法律にはないものではない、この法律に御理解を願ひたい、こうおっしゃつておられます。そこで単に小笠議員のみならず、春日議員も、明らかにこの点は、法律をおそらくは御存じなく御答弁になつたものであらう、消防団員が関与することがいい、悪いではございませう。それをもう一度伺つておきます。

○衆議院議員（春日一幸君） 当時小山委員から御質問になつておりました事は、現在いろいろと保険募集に當つて消防団員や消防署員がその事に當つておるが、これはいかがかという御質問がありました。そのとき私がお答えをいたしましたのは、現在消防団員や消防署員が事に當つておる、その共済火災募集の実態は、これはこの法律に基くところの共済火災の募集ではなくして、生活協同組合法に基いておるその共済事業としてやつておるその共済火災募集に當つておる諸君であつて、実際的には現在行われておりまする共済火災の募集にはそういう人たちは當つておりませんと、こういう実態を御答弁申し上げたわけでありませう。現在各大都市において消防施設を拡充強化することのために、当該公共団体が中心になりまして、そういう生活協同組合の方式によりまして共済火災の事業が行われておりますが、そういう場合、消防団員諸君が協力参加いたしておる事例があるのでございまして、それを私は指摘いたしたわけでありませう。従ひまして小山君が御指摘に

なりました消防員参画の事柄は、この法律に基く共済事業に対しては、現に参画をいたしておられない、こういう事実についてお話を申し上げたわけでありまして、その辺誤解、誤認をして申し上げたわけではないのでありまして、御理解をお願いしたいと存するわけでございます。

○宮澤喜一君　なおそれについて伺いたいことがございますが、これは逐条で参りましてその条文のところで伺いをいたします。法律の八ページの第九条の七の三からまず御質問をいたします。この条文は、百五十万円ということを一つ切ったことと、それからいわゆるネット・サープラスの問題について、百分の十五、それをこえてはならないということが書いてあるわけでありまして、その最後のところにより、「ただし、省令で定めるところにより、行政庁の許可を受けた場合は、この限りでない」と書いてございませう。そこでこのたし書きの意味は想像いたしますのに、たとえばふる屋の組合でありますとか、米屋でありますとか、従来から全国的に相当大きな保険をやっておるものがある。別に事故を起してもいい。こういうものについて百五十万円にこだわらない。行政が許可をされればそれは許す、こういうことをたし書きで言っておられるのだらうと思いますが、それでよろしゅうございませうか。

○衆議院議員(小笠公留君)　その通りでございます。

○宮澤喜一君　確かにその通りでございますか。

○衆議院議員(小笠公留君)　そうです。

○宮澤喜一君　そういたしますと伺いますが、この協同組合ができました最初の年のネット・サープラスはどうやって計算いたします。法律に何も規定がない。つまり、事業年度の直前の事業年度終了の日における次の各号に掲げる額の合計額でありますから、最初の年度には、前の事業年度はないわけですから、この協同組合は仕事が始まらない、こういうことになりまして、いかがでございますか。

○衆議院議員(春日一幸君)　最初の事業年度におきますネット・サープラスは、もとより払込資本金とその中心になるものであります。同時にこの法律は地方公共団体の予算外義務負担、これも加えることに相なっておりますわけでありまして、従いまして少くとも最初の事業のスタートにおきましては払込資本金と、それから地方公共団体に期待されておりますところの予算外義務負担の保証金額、こういうものの合計額がネット・サープラスになるわけでございます。その額の百分の十五が最高限度額になるものと考えております。

○宮澤喜一君　法律案のどこにそういうことが書いてございませう。

○衆議院議員(春日一幸君)　法律案のどこにありましたか、ネット・サープラスというものは払込資本金その他と制限列挙して、法律として記載いたしてあるわけでございますが、あとで調べてお話をいたしますが、そういうような各種の保証、それから払込資本金、そういうものがネット・サープラスになることは法律に書いてあります。あとで条文を探しまして……

○宮澤喜一君　条文をお探しになりましてこの法律案の中にはそういうことは書いてないように私は承知をいたしております。つまり、提案者はこの組合が動き出してから何年目か、二年目以後のことはお考えであつたらしいが、動き出す初めの年にどうするかはお考えでなかつたらしい。だから協同組合が仕事を始めまして始めようがない。この法律案にはそういうことはどこにも書いてございせん。あなたはそのいうおつもりであつたかも知れない。これは国民の権利義務を定める規定でありますから、そういうことは法律にお書きになりませんか、いに春日議員がそうお思いになつてもそういうふうには運用されないと思ひます。いかがでございますか。

○衆議院議員(春日一幸君)　後ほど条文を取り調べまして責任ある御答弁をいたします。

○宮澤喜一君　それではこれは大事な点でございますから、後ほどお答えをいたさせていただきます。もし万一政府におかれましてこの法律案をごらんになつておつて、何かお答えがあればお答えを願つてもけっこうでございますが、いかがでございますか。

○木内四郎君　関連して質問……ただいま宮澤同僚の質問に対してはちよつとお答弁になり得ないと思ひますが、その点はその点としていすれ御答弁を待つて、私も重ねて関連の質問をしたいと思います。先ほど春日議員は初年度においては地方公共団体の債務保証云々ということでありましたが、すべてのものに地方公共団体は保証することになつておるのですか。

○衆議院議員(春日一幸君)　これは何

ら義務づけられてはいないのでありますが、現実には現在各府県におきまして、あるいは市町村におきまして、このよう予算外義務負担の保証が取りつけてあります事例が十七、八にわたるわけでありまして、従いまして今回法律でこういうような事業が行い得ることに相なりますが、当然これは中小企業政策の一環の措置をいたしまして、各地方公共団体においてそういうようなことがなされる場合が多くあり得ると期待されるわけでありまして、従いまして払込資本金のほかに、同時に、事業を開始いたしますときに、こういうような予算外義務負担の保証を当該府県から取りつけることができ得ると期待されておるわけでありませう。

○木内四郎君　今のお話は、あなたの唯一のよりどころとすれば、この地方公共団体の保証だと思ふのですが、それも義務づけられておられない、やるかもしれない、こういうふうなお話で、しかも非常に赤字団体が多い、赤字団体が必ず保証するといふふうなふうには、私は限らないだらうと思ふのです。義務づけられてもおられない、必ず保証するとも限らないものを計算の基礎に入れられるといふことは、それ自体非常に誤まりと言つてはあれですが、非常に不備じやないかと思ふのです。どうです、制度として。この法律の条文に欠陥があるから、そういう御答弁になつたのだらうと思ふのです。

○衆議院議員(春日一幸君)　これは、もとより百五十万円というのは最高限度額でありますから、そういう保証が取りつけ得られない、取りつけても

その額が小さい場合、それはおのずからこの法律に定められております百分の十五というものがその最高限度額の基準になるものと考えられるわけでありませう。従いましてネット・サープラス、正味の資産が少なければ、やはり最高限度額が少くしてその事業を行なつていく、そうして逐次準備金その他各種の積立が行われることによつてネット・サープラスがおのずから増大し、そうしてこの限度額というものが次第に高められていく、こういう工夫で、この事業の発展が期せられるものと考えております。

○宮澤喜一君　その点は、後ほどお答えをいたしたいと思います。同じ条文が、共済契約には一人につき共済金額の総額が百五十万円ということはあるいはお氣に入らないかもしれませうが、非常にこれと類似しておると思ひます。損害保険契約について、付保の限度を一人につきといふことで縛るのは非常にむづかしいのではないだらうか。と申しますのは、保険契約の対象は物件でありますから、第三者といへども、第三者のためには付保ができる、これが建前であらうと思ひますが、少くともこの場合にも組合員の親族は一人の人格として、自分の親族のために共済に加入することができるといふことではないかと、たとえて申すと、五人というものがあれば、これは超過保険になるならぬ問題、これは全然別個の問題でございますが、五人おれば七百五十万円ぐらゐは保険の契約ができる。もちろんネット・サープラスの限定はございませうけれども、これはそういうことでござい

ございます。

○衆議院議員(春日一幸君) それは、

こういう場合に御理解を願いたいと思存するのではありませんが、この九条の七の二によりまして、火災共済協同組合は、「組合員のために火災によりその財産に生ずることのある損害をうめるための火災共済事業」これを行うものとしたしておるわけでありまして。問題は、その財産といふところにかかるといふわけでありまして、その第二項では、「組合員と生計を一にする親族又は組合員たる組合を直接若しくは間接に構成する者のために火災によりその財産に生ずることのある損害をうめる」といふ規定に相なっておりますので、「その財産」とは火災共済協同組合の所有する財産を意味するものでございまして。従いまして、五人世帯では百五十万円かける五倍の七百五十万円までできるのではないかと、いふことになるわけでございますが、しかしながら「その財産」でありますから、それが妻の財産、子供の財産、それがごとき百五十万円ずつそれだけの実際の財産が現存いたします場合には、そういう想定も成り立つわけでありまして、それが実際他人の財産であります場合には、すなわち主人の財産であつて妻の財産でない場合は妻の財産、その財産とは言えないわけでありまして。従つて、形式上妻の財産という形になりますれば、それは当然別法律で贈与税の対象にも相なるのでありまして、そういう意味で七百五十万かけ得るという想定は立つわけでありまして、「その財産」といふこの限定におきまして、他人の財産にはこの法律としてはかけられない、こういうふうな構成されておるわけ

あります。

○宮澤喜一君 その点の御説明はこ

もつともだと思ひます。第十ページの第九条の七の五でございまして、ここでは商法を準用しておられるわけでありまして。そこで、たとえば、こういうことがあつたらこの規定はどういうふうになるのございませうか。かりに、ある組合員が百万円の資産を共済に出して五十万円の共済をかけたといふとして、他方でその同じ百万円の財産を保険業法による保険会社に八十万円だけかけて、そこで損失が起りました場合には共済から五十万円、保険会社から八十万円ということに一応相なるわけでございますが、これは一般の保険の場合であります、これは超過保険の規定が働くわけでありまして。しかし、保険と共済、そういうふうに分けて、商法を準用されるときに超過保険の規定はどう働きますか。

○衆議院議員(春日一幸君) それは第九条の七の五の第一項によりまして商法の適用を受ける形になっております。準用いたしております。従いまして商法六百三十一条であります、超過保険禁止事項は当然これに適用されるわけでありまして、その超過分に対しては、これは一般の保険と同じようにならざるに相なるものであります。

○宮澤喜一君 それは保険の方が無効になつて、共済の方は無効にならないう、こういう御説明でございませうか。

○衆議院議員(春日一幸君) それは超過いたした分が、超過保険の分がこれに無効に相なるわけでありまして、従いまして、どちらが先にかけた、あとにかけたというふうな時期の問題等

もいろいろとその判断決定の大きな資料に相なるでございませうが、いず

れにいたしまして、これはすでにかけ

ております分、それにあつたら超過いたしたものがこれは無効に相なるのではないかと、私どもはかくのごとく理解をいたしておるわけでありまして。

○宮澤喜一君 保険には保険料不可分の原則といふことがございまして、これは御承知の通りでございまして。そこで、前に契約した保険が全部有効であつて、超過した分はあとの保険から引くというふうな、そういう原則はないはずでございますが、先に取つた方に全部引つてもらつて、あとからできた契約はその超過分を落せる、こういう意味でございませうか。

○衆議院議員(春日一幸君) この問題につきましまして、とにかくもう少し専門的に検討いたしまして、どのような措置をとるの各法律に照らして間違いないか調査の上お答えいたしたいと思ひます。

○宮澤喜一君 この法案が成立いたしますと、こういう事業を始める人がきつとたくさんあると思ひますので、どうぞ間に合うように御研究を願ひたいと思ひます。

そこで、同じ条文の二項でございまして、先刻の春日、小笠原議員の御説明では、消防団員は事実上の募集には携わらないのだ、あるいは小笠原議員の御説明では消防団員たる資格においては携わらないのだ、多分御説明のニュアンスは違ひましたが、そういうことをおっしゃつたようであります。そこで消防団員は地方公務員でございませうか、地方公務員法によりまして勤務時間以外に組合員として募集に當ること

はこれは一向に差しつかえがない、そ

う考えるしかないと思ひますが、何か

それと特にそういうことはさせないのだとおっしゃるような法律の根拠があれば承りたいと思ひます。

○衆議院議員(小笠原公昭君) 私は消防団の話はたしかまだしてないのでございしますが、組合員で消防団員という職業に在る場合、お話のように勤務外の場合は組合員として募集行為に當る、それを取り締まる規定があるか、こういうお尋ねだと思ひますが、その点につきましてはこの案にはございせん。一応組合員としての資格に於いての行動が認められるわけでありまして、従来消防団員等の募集行為にとかくの議論がございまして、これは自衛隊のように指導して参りたい、こう考えております。

○宮澤喜一君 そうしますと、まず第一に勤務時間外であればよろしいといふことがわかつた。そうしますと第二に、勤務時間内ではどうして悪いのか。報酬を得てはいけないといふことは、これは地方公務員法に書いてございまして、それから何れ報酬を得るとは限りません。勤務時間内にやつてはどうしていけないのですか。

○衆議院議員(小笠原公昭君) 地方公務員でありますから、地方公務員としての業務の立場から考えまして、業務以外の行為を勤務時間中にするといふことは当然に避けるべきだと、こういうふうな考えです。

○宮澤喜一君 その点の御解釈は地方公務員法からあるいはそういうふうな御解釈が出るかもしれないと思ひます。しかし、それをどうでないと申し

上げるすなわち自分に自信はござい

せん、正直に申して。戻りますが、し

かし、そうしますと勤務時間外でないといふことは、勤務時間外でありましても、消防団員は消防団員でございまして、そこで従来ありますような一つの弊害といふものは、やはり生まれてくるであろう。何か行政指導でそういうことはやらさないといふことをおっしゃつたようでありますが、それはまた非常に行政の行き過ぎであつて、勤務時間外に何をやらうとやらさないといふことは、これはおどきにならないはずでございまして、どういふふうにお考えですか。

○衆議院議員(春日一幸君) ただいまの御質問は、消防団員ではなく、消防署員のことではないかと存するのであります。

○宮澤喜一君 大へん失礼いたしました。消防署員でございまして。

○衆議院議員(春日一幸君) 当然これは地方公務員法の制約を受けるのでございまして、これが業務として募集に當ることは当然禁止事項に入ると考えるわけでありまして。

なお、消防署員は職務として奉職し俸給を得ておるわけでございますから、当然これは中小企業者としての身分を兼ねるわけでありまして。私も心が配をいたしておりますのは、こういう公務員たるの身分を持たない消防団員、これがやはり事業をいたしておりまして、中小企業者としての資格を持つております場合、これらが消防団員としての資格ではなく、中小企業者として、かつ、この共済組合の構成メンバーとして募集をいたします場合

は、この法律に抵触をいたさない。消防署員の行いますようなことについては、それはもう全然考えてはいないわけでございます。当然他の法律によって制限を受けるということを考えておる次第でございます。

○宮澤喜一君 私の理解が誤らっておるかもしれないので、もし地方公務員法の解釈から、勤務時間外にこういうことをしてはいかぬという御説明があれば、政府から承われば幸いなんです。あるいは、もちろん提案者から承わればなおさらでございますが、地方公務員法には、そういうことがございましてございましょうか。

○衆議院議員(春日一幸君) 今、法制局が参られるのでありますから、ちょっとお待ち下さい。

○宮澤喜一君 自治庁におかれまして答弁はございませんか。ございませんでしたら法制局のおいでを待ちます。

○委員長(松澤兼人君) 自治庁からは、田中長官と小林財政部長が見えております。

○宮澤喜一君 事務的なことでございまして、どうぞ事務局からでてください。

○政府委員(小林三三三君) これは公務員法の解釈の問題で、私の職掌じゃございせんが、私の承知しておることだけ申し上げますと、公務員法上、この服務上の規律の制限は、営利企業等に従事する制限が一つございまして、三十八条でございます。この任命権者の許可を受けなければ、営利企業を営んだり、その他報酬を得ていかなる事業もしないかなる事務にも従事してはならない。これは許可があれ

ば自由であります。

それともう一つは、「職務に専念する義務」。これは、「勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」と。これは勤務服務上の規律でございます。それ以外は別に特別の規定はないわけでございます。

○宮澤喜一君 第一、この事業は営利事業ではございせん。第二には、私は勤務時間以外のことを伺っておるのでございますから、勤務時間以外にすることは、そういういたしなす、これは法制局から伺つてもよろしいのでございまして、ただいまの自治庁の御解釈では、地方公務員法に触れるものではない、こういう御解釈でございます。

○衆議院議員(春日一幸君) これは、実体におきましては、中小企業者でなければこの組合員にはなれないわけでありまして、中小企業は営利事業でありまして、従いまして営利事業を行います場合、やはりそれそれ任命権者の許可を得なければならぬとあると

言われておるのでありますから、当然消防署員で、なおみずから事業経営の当事者であります場合、これはごく異例のことであると思ひます。なら

お異例にいたしたとしても、許可認可事項になつておるわけでありまして、現実には、火災共済事業、あるいは関連いたします火災共済事業等の大局的な面において影響を与えるような事柄ではないかと考えております。いずれにいたしましても、中小企業者というものが一切の源泉でありますから、消防署員が中小企業者をかねます場合、どう

いう手続によるか等を想定いたしますれば、これは異例中の異例に属するものではないかと考えるわけであり

ます。

○宮澤喜一君 そういたしますと、提案者の御説明は、結局のところはなん

でございまして、この募集に、いかに異例でありますか、法律上は異例であるか異例でないかというところは問題

じゃないので、法律の解釈としては、消防署員は勤務時間以外であれば、この募集に携わつてもよろしい、こういう御解釈にまたなるわけでございますか。

○衆議院議員(春日一幸君) 消防署員にして、かつ、中小企業者でなければなりません、そういうことでありますから、公務員が営利事業をなし得る場合の規定があるわけでありまして、その規定に許された範囲内において、そういう場合もあり得るとは考え

ますけれども、消防署員が時間外にこういう火災共済の募集事業に従事するということとは、事実上ないのであるかと考えられるわけでありまして、

○宮澤喜一君 ただいまの御答弁には私、満足いたしませんので、それは事業者でなければならぬということと、組合員になれないのでございまして、組合員である、そういう消防署員について伺つておるが、地方では何か事業をやつておる消防署員というものは、これはあり得るわけ、それが勤務時間以外にこの募集に携わつて、春日議員は、先刻も申し上げましたように、衆議院の商工委員会では、そういうことはないのであることをおっしゃつておられます。この法律による

ものにはない、こういうふうな御理解願いたいというふうなことをおっしゃつておられますが、ただいまの御答弁は、そうすると少くともあり得ると、こういうふうな解釈してよろしい

と、ございまして、

○衆議院議員(春日一幸君) 私は別に變つておると思ひません。結局現実にはないのではないかと、ないという

ことは、やはりこの消防署員が、公務員といたしまして、営利事業を行うという場合は許可を得なければならぬ

と、結局あり得る場合もあるけれども、現実にはないのではないかと、な

お私、先ほど御答弁申し上げたのであります。衆議院における小山君の御質問に答えたのは、これは生活協同組合ではそういうことが行われてい

る。これは公共団体が中核体として、そういう消防施設拡充のための別途の目的で行なつておるものでありまして、

そういうことはあり得る、現に行なつておる面もあるようであるが、それは全然規模と構想が違つておるのだから、消防団員というものをことさらに対象にして論ずるほどのことではない、この法律ではそういうことはあり得ません、こういう工合に述べたわけでありまして、

りいたしましたから、それでけっこうでございます。

十二ページに参りまして、これは共済でございまして、共同小組合の規定でございまして、二十三条の三、おそらく衆議院でも問題になつた規定だと考えますが、「税制上、金融上特別の措置を講じなければならぬ」ということがはつきり理解できませんので、立案者はどういうことを考えて、この規定をお設けになつたかを御説明

いただきたい。

○衆議院議員(小笠公昭君) 事業協同小組合の制度は、御承知のように生業に類するような小規模企業者の団体ということになるわけでありまして、

そういう団体に対する助成の措置として、政府におきまして、税金の關係、あるいは金融上の問題等々におきまして、特別の御配慮をすることを期待する、こういうような趣旨で本文を

書いたものであります。従いまして、税制上特別の措置といふことにつきまして、あるいは租税法主義というふうな点から、いろいろ疑問を生ずるようなおそれはないのであります。が、この小規模企業者の組合を新たに作りまして、税あるいは金融の上におきまして格別の何らかの措置を講ずることを期待する、こういうような趣旨で書いたものであります。

○宮澤喜一君 それでは、これは政府に対して現行税制を改めるような法律案を国会に提案をせよ、こういうことを言つておられるのではないのでござい

ますか。

○衆議院議員(小笠公昭君) 税の上におきましては今後の研究に待たなければ

ばならん点も多々あらうかと思うのであります。そういうような意味におきまして、研究の結果必要な措置を講ずることが適当だと考えた場合には、法律で別途に出していただきたい、こういう考え方をもちますが、同時に現行税制上におきましてもいろいろな特別配慮の可能な範囲において特段の援助措置を期待したい、こういう趣旨であります。

○宮澤喜一君 後段の御説明は非常に分明でございます。難かに法律以下の段階で、行政部門も含めまして、特段の措置をやれ、こういうことは十分あり得ることではあります。その前段の方の、何か考えて、考えがまとまれば法律を出せ、こう言われましてこれはどういふのでございませうか。国会は自分の意思に従って法律を制定することができるといふことですが、自分ではよくわからんから政府がよく考えて、いいものがあつたら出して、こゝういふのでございませうか。

○衆議院議員(小笠公昭君) 御承知の通り、税の問題は具体的、かつ、明確に法律で規定するというのが従来の慣例であることは承知いたしております。従いまして今後制度の上におきまして、小組合制度の助成に必要な点におきまして必要な税制上の優遇ができれば出していただきたい、こゝういふ気持ちであります。従いましてただいまこゝういふことをしてはいい、しなければならんというふうな具体案を今持ち合わせておるといふわけではございませぬ。

○青木一男君 関連して。私は法律の權威という見地からお尋ねしたいのであります。今伺つておると、どうも

具体的な内容ははっきりいたしません。政府に対してある義務を課するやうな法律でございませうが、政府はどの程度この趣旨に沿つた法律案を提出したならば義務に沿つたことになるのか、政府が研究してみてもその必要がないとか、あるいは適当でないといふような結論が出た場合に、何ら提案しなければこの法律違反となるのであるか、こゝういふことは付帯決議等においてはよくあることは例を知つておるのでございませうが、法律の規定ならば、国民に対して、政府に対して拘束力がなくちゃいけない。こゝういふ法律を書いてどの程度政府がこれに應じた措置をとつたならば法律を認めることになるか、その限界を示していただきたい。

○衆議院議員(小笠公昭君) この条文は、先ほど申し上げましたように、小組合及びその構成する組合員を援助誘致する、こゝういふ趣旨であります。で、この線に沿つた範囲内において適当な案ができればこゝういふ趣旨であります。

○衆議院議員(春日一幸君) ただいま青木先生の御質問であります。これは自民党側にもあるいは社会党側にも緑風会の中にもいろいろと零細業者に對するもの、税制上あるいは金融上の政策というものはそれぞれ固有のものがあるであらうと存するわけでありませう。そこで具体的にどの程度のことを考へておるかというのであります。これは各党によつてそれぞれ限度が異なるのでありますけれども、現在一つの例を申し上げますと、たとえば中小企業に對する政策金融機関がござ

います。中小企業金融公庫、国民金融公庫、あるいは商工中金といふのがありますが、ところが、現在これは工業におきまして三百人以下一名までを対象としております。商業におきましても三十名以下一名、なほまでも対象としたしてゐるわけでありませう。従いましてこれらの三公庫も金融機関でありますから、おのづからその金融ベースに立って選別いたしますとき、比較的小企業の中でも有力な中小企業にまず優先的に金が貸し出されて、しかしてその計画資金源が比較的有力な中小企業によつて消化されるというのが従来の通例でございまして、よつてもつて零細業者はその政策金融の恩典に浴していないといふのが今日までの零細業者諸君の非難事項でございませう。

し、繰り延べ措置もありましようし、行政事項として法律によらない範囲内において措置できることもありましようし、さらに必要でありますならばやはり適切な法律を出したいだいて、さうしてその中小企業の零細業者のための実態に即した減税措置を講じていただきたい、こゝういふようなことが大まかに期待されてゐるわけでありませう。なければならぬといふことは、義務づけた感じではありますけれども、しかしながらそれは期待の中でも大きく期待をいたしまして、結局そのことをなすかなさないかは、その法律案を議する場合における国会の責任であります。従つて義務づけたことにやうして國政が何ら障害を來たす、こゝういふことではないと考へるわけでありませう。こゝういふ措置が講ぜられることを大きく大きく期待いたしまして、さうしてその心持からこゝういふような条文の表現と相なつてゐるわけでございます。

○委員長(松澤兼人君) 本会議が始まる様子でございませうので、本会議において日程第一の國務大臣の演説に関する件終了後引き續いて開くことにいたしまして、暫時休憩いたします。

午後三時三十八分休憩

午後四時五十六分開会

○委員長(松澤兼人君) 休憩前に引き続き連合審査会を開会いたします。休憩の際は、青木君の御質問の途中でございまして、先ほど答弁の保留になつてゐる点がありますので、小笠君から答弁がありましてから、再び青木君の質疑を継続願ひます。

○委員長(松澤兼人君) 先ほどの審議の途中におきまして、第九條の七の五の商法等の準用といふところに関連しまして、設例として百万円の付保物件がある、それに対して、本制度で、たとえば五十万円、一般保険で八十万円といふような設例をした場合にどうなるか、こゝういふ御質問であつたように記憶するのであります。第九條の七の五によりまして、商法第六百三十二條を準用いたしております。同時重複の場合は、共済額を超過した部分については、共済組合は共済額の割合に応じて負担する、こゝういふことに相なると思ふのであります。また、時を異にして重複した場合は、共済組合は、共済契約をなした順序で当該財産の価額に達するまでの負担をする、こゝういふふうに解釈いたしたいと考へております。

次に、原案第九條の七の三にありますが、初年度におきまして共済金額の制限をどうするか、こゝういふお尋ねであつたように思ひますが、

○委員長退席、商工委員会理事阿具根登君着席

第九條の七の三の規定は、御承知の通り、共済制度の安全性を確保するといふ見地から限度を設けようとするものであります。従いまして、初年度の、スタートのときにおきましては、通常ありますのは出資総額であります。もしもその際には、地方公共団体等の支払保証があれば、それも含むものであります。この出資総額といふものがあつたので、それを目安にして、その何

【速記中止】

○委員長(松澤兼人君) 速記を起し

○衆議院議員(小笠公昭君) 先ほどの

分の一かを一つの共済金額の限度にして参りたい、こう考えるわけでありまして、それは、第九條の本文におきまして、ただし書きで、省令で定めるところによつて行政庁の許可を受けた場合はその限りではないと書いてあります。すの、以前の会議でも申し上げたように、金額制限のいわゆる異例の場合、大体こういうふうな場合をも予想して考へておるのであります。言葉は否足らずの感がございますが、大体以上言いました全体の趣旨を、ただし書きの準用によりまして、初年度のスタートをはかつていきたい、こう考へるのであります。

○宮澤喜一君 私、発言するのでなくて、青木委員の関連を先にやられて後に発言していただきます。

○青木一男君 先ほど春日議員から第二十三條の三の、事業協同小組合の組合員に対し、税制上、金融上特別の措置をする必要について、るお話がありました。私は、今必要の有無を伺つておるのではない。こういうあいまいな規定を法律に規定するのが適当かどうかという点について伺つておるのでございます。先ほど具体的事例の一、二についてお話がありました。が、この法案を讀んで決してそういう意味は出てきません。そこで、私はあらためて伺ひますが、この規定は、政府に義務を課したのか、あるいはそうでなく、単に希望を表明したものであるか、どちらであるかということをはつきり御答弁願ひたい。義務を課したものであるとするなら、この規定はあまりにばく然として意味をなしません。それから、希望を述べたものとすれば、そういうものを法律に規

定した例は私はないと思ひます。希望決議とか、附帯決議はありますが、法律に書いた例はない。いずれであるか、はつきり御答弁願ひたい。

○衆議院議員（春日一幸君） これは、御承知の通り、共同修正案が、ややベースを異にしたしております。社会党と自民党両党の歩み寄りによりまして、そういう案ができたわけでありまして、そういう意味合いにおきまして、私どもの主張をなまで申し上げます。ならば、これは、政府に対して義務を課した形において、こういう表現がされ、さらに他の表現が原案として構想されておつたのであります。しかしながら、両党の政治的な妥協によりまして、こういう公約的に集約されたわけでありまして、従ひまして、もつと申し上げます。これは、税制上、金融上その政策のうちに置かれております。零細業者に対しては、そのような恩恵が及ぶように政府は適切な措置を講じなければならぬというならば、義務を課した考え方はおるのであります。しかし、この範圍内におきましては、大きく期待されておる、こういう意味で、立法論上は、御指摘の通り、疑義があるかと存じます。が、義務と期待との中間というような形においてこれを御了承願ひたいと思ひつてあります。

○青木一男君 今の御答弁を伺つて、委員各位はおそらくこの意味を御了解でございましょうから、私は、それ以上詳しくは申しません。もう一点伺ひますが、一体、税制というものは、憲法付屬の法典になつて、国民の義務を規定するものでございまして、はつきりやはり法律

に書かなければならぬ。税制金融についてこのやういふことを一体法律に書いた例があるかどうか、お伺ひしたい。

○衆議院議員（春日一幸君） 私も先生と御一緒にこの大蔵委員会においてこの税制問題とはいささか勉強させていただいておるのであります。租税法定主義の原則というものは、私もよく理解をいたしておるのであります。しかしながら、法律による事項と、また、規則、政令、通達等によりまする措置といふいろいろあるわけでありまして、必ずしも法律によらなければ効果が上らないことばかりではございません。従ひまして、相願わくば、政府が、時には法律により、時には政令により、その他通達により、中小企業のために、役立ちまする措置を講じていたいただきたい、こういうことを強くここに願つておるわけでございます。また、立法論といたしましては、なかなか疑義の解消できないことではあります。しょうけれども、両党がやや異なるベースの上に立つて歩み寄つて、そうしてその努力によつてでき上りました協定と、こういうところでございよう。な形にならざるを得なかつたものと御理解が願ひたいのであります。なお、他の例という形になりますと、これは異例であらうと存するわけでございます。

○青木一男君 沿革はいろいろあるうかも知れませんが、その結果内容が變るといふことはありましようが、しかし、その内容ははつきりして明らかにくちやならぬ。ことに、法律規定として出る場合ははつきりしてもらわなくては困る。こういうことだけをあらためて申し上げておきます。

もう一点伺ひしますが、租税負担というものは、やはり憲法上みな公平でなくちやいかぬという原則は、これは租税の大原則でございます。政府が法律によつて税制金融上ある組合に特殊な便宜を与えるといふやうな例はあつておると思ひます。しかしながら、個人に對して、どういふ組合に属している人は、こういう特典を得るといふやうな税法は、税法の公平の原則に反すると思ひます。ある組合に入つた人は、他の条件を別として、それだけで特別な扱いを受けるといふやうなことは、国民の税負担の公平の原則に反すると思ひます。そこで、この第二十三條の三を讀みますと、「政府は、事業協同小組合の組合員に対し、税制上、金融上特別の措置を講じなければならぬ。」これは、私は今の租税負担公平の原則に反すると思ひます。どうしてこういう立法が差しかえなく行われま

○衆議院議員（春日一幸君） これは、この条文をそのまま讀みかといつては語弊がありますが、確説にいたしますと、そういう御批判も出るかに存するのでございます。が、この零細なる業者、小組合の組合員たる資格というものは、御承知の通り、工業については五名、商業については二名、こういうことに限定をいたしておるわけでございます。

（委員長代理阿具根登君退席、委員長齋藤君）

従ひまして、この小組合の組合員は零細事業者であり、勤労事業者である、こういうことも強く規定いたしておるわけでありまして、従ひまして、この組合員にそのやうな税法上のフエバーが加

えられますときには、当然國民は法律の前に平等たるの原則によりまして、それと同一の資格を有する組合員たるざる他の零細業者にもそのフエバーは当然に及ぶものだと期待せられておるわけでありまして、従ひまして、この表現をいたしましては、なおこの表現もしかるべきであるかと考へるわけでありまして、少くともこのやうな零細業者に對して、税法上の特別のフエバーが、措置が講ぜられるべきである。その執行面において他にもそれが及ぶことを期待せられておるわけでございます。租税公平の原則はこれによつてそこなわれることは考へていないわけでございます。

○青木一男君 小組合の組合員が組合の中で、これが一番経済上気の毒な境遇にあるのかどうかといふことは研究を要する。必ずしも一がいに断定したいと思ひます。それは別にいたしまして、今のお話だと、こういう事業協同小組合の組合員に對してフエバーを与えればほかの同じやうな人々も均霑するといふ御説明でございます。が、それなら第二十三條の三を規定する意味はなくなるのであります。ほかの人たちより特別な措置といふのでフエバーというわけでありまして、ほかの人が皆均霑したら特別な措置はなくなる、どうしてこういう規定をお置きになるのか。

○衆議院議員（春日一幸君） この規定は、零細事業者、勤労事業者に對しては他の事業所得者とは別個に特別な措置を講ずべきである、こういうことがウェイトに相なつておるわけでありまして、ちよつと蛇足を加えますれば、現在の事業所得者の中には、言うなれば、企業の中には二色あつて、資本性

ることができ、おそれなくはすでにやっておる人たちの既得権と申しますか、何と申しますか、以前にやっておるものは、当然組織がえをすればこの組合になれる、こういう御趣旨だと思うのでございますが、そうでございますか。

○衆議院議員（小笠公留君） 附則の第三条はお読みの通りであります。いわゆる組織、この組合にありましますから、

ゆる組織が元の規定でありますから、すでに現在やつてゐる者が既得権として必ず変わるのだということは言ひ切れぬ」といふことはございませう。

○宮澤澤一君　しかしながら、第三条に書いてございします要件を満たしますと、「火災共済協同組合になることが出来る。」「第一項でございします。そうしてこれは認可事項でございしますから、「前項の認可については、この法律の第二十七条の二第六項（設立認可の基準）の規定をこゝへ引つぱつてきておる、そういうことでございしますから、

この設立認可の規定は、一定の要件を具備すれば行政庁は認可しなければならぬ、こう書いてございます、二十一条の二の六項に。そういたしますと、ある組合がございまして、そうして總會を開いて組織がえをして一年以内にこの法律による組合になろうとする、しかも、その認可については、二十一条の二第六項に掲げる不適當であると言われる条項に該当していない、そういうときは行政庁は認可をしなければなりませんから、この組合になる、それでよろしゅうございますか。

○衆議院議員(小笠公昭君)　そうい

申し出があつたときは、その通りだと思ひます。

○宮澤喜一君　そこでお伺いをいたし

ますが、法律の第十三ページに第二十六條の二によりまして、火災共済協同組合は当該都道府県につき一個とし、と書いてございます。そこで今申しました附則の第三項のような、現に業務をやっております組合というものは、実は都道府県に一個以上あるところがたくさんございます。北海道に六個、福島に四個、神奈川に三個、京都には七つもござります。この組合が全部今の要件を満たしますと、行政庁はこの法律による組合として認可をしなければならぬ、その規定と、この二十六條の二の都道府県につき一個とするという規定とはどういふ関連になりますか。

○衆議院議員(小笠公昭君) 御承知の通り、大休の二十七條の二の第六項に「設立の手続又は定款、事業方法若しくは事業計画の内容が法令に違反するときは」とあります。この考え方は、火災共済協同組合は、各種の中小企業者が作り出すときには府県一つ、業種別に作り出すときには全国地区で業種によって作り得る、こういう原則をとっておりますことは御承知の通りであります。従いまして、既存の都道府県内におきまして同じような事業を——付帯事業として共済的に行なっているものが、附則三條の規定によって火災共済協同組合に組織がえをする、こういう場合におきましては、地区の限定は当然に受けるものと考へておるのであります。従いまして北海道に現に三つの協同組合が付帯事業として火災共済事業をやっておりますから、それをそのまま火災共済の組合に認めるということはしていかないつもりであります。

○宮澤喜一君 もとよりそれは当然のことでございます。全県を地域としております組合が、県に二個以上ありまして、両方が組織変更がえして認可を求めて来たら、認可をされるということとはしなければならぬのでありますから、されるかされないかということから、聞くことがむしろおかしいのであります。聞かなくても、そういうことになりまして、たまたま、立案者の意思はどうあれ、一つもなければならぬのですか、片一方に一個でなければならぬと言っておられるし、片一方は認可しなければならぬと言っておられる、現実はどういうこととされるおつもりで法律を審かれますか。

○衆議院議員(春日一幸君) まあいろいろ措置をいたしまして、北海道に三個、四個あるか、なお青森県に何個あるかということにつきましては、なお実態を調査いたしませんと私も正當には理解いたしかねるのであります。私は私ども基礎的に調査をいたしておるところによりまして、いわゆる地方公共団体の予算外義務負担を取りつけて、そうして地域的に火災共済事業を行なっております組合は、北海道におきましても一個、青森県におきましても一個と、こういう具合にまあ理解をいたしておるわけであります。しかしながら、実態はそういうふうであると考えておりますが、中に仄聞いたし、似た業務を行なっておりますと、やはり類似の業務を行なっておりますと、今はいまだにそういうことはなくなっております。特に北海道なんかやめられておる点があるようでもあります。そういう趣意になりまして

た場合には、当然知事がいざれをとるかということになりますと、やはりこの地区において、都道府県において一個という原則が当然その許可認可の場合における大きな材料となるのはないかと考へるわけであります。現実には各地区において同様のものが幾つか複数的に行われておるかどうか、現実には私どもの調査いたしたところによりまして、正確とは断じがたいのであります。が、おおむね府県において一個というものが現状のごとくに伺っておりますわけがあります。

○宮澤喜一君 ただいまの御答弁は私にはわかりかねます。一県に二以上ある組合は全国で五十五あるようでござります。そこで、ただいま春日議員のおっしゃいましたのは、都道府県が補助しておるものはおそらく一個ずつだろ、それは私多分そうであらう、しかしこの法律に火災共済組合は都道府県が補助しなければならぬというところとはございませぬ、そうではありませぬから私の方はやっております、私のところは組織がえをしてこんだこの法律の組合にして下さい、こういつて参りますと、政府は二十七條の二の六項のこの認可をしなければならぬから、知事はあなたのおっしゃるやうに、これは気に食わんからしないぞというやうなことはおできになりぬことになつております、いかがでございますか。

○衆議院議員(小笠公昭君) 既存組合の組織がえに關連して宮澤委員の御設例のような場合がある、この原案についての解釈を申し上げますと、少くとも二十七條の二の六項の各号に該当するといふ、いわゆる認可基準ですね、六項認可基準に該当するものが二つ以上あると仮定いたしますれば、附則の規定からはこの二つを認めざるを得ないのではないかと、一応法律の解釈としてはなるやうであります。が、多業種の火災共済は府県一個とありますので、實際問題として今後の指導によることとなります。既存のものがある言つたような諸条件を完備しておる、こういう場合におきましては同じ目的でありますし、特に危険の分散等のことを考へまして行政指導等によつて一本にまとめることが望ましい、こう考へております。

○宮澤喜一君 それは行政をどうやるかというところであります、一個以上認めざるを得ないという御答弁であれば、二十六條の二の「当該都道府県につき一個とし」という規定は、これは法律自体の矛盾で死んでしまふと、こういうことでございませぬか。

○衆議院議員(春日一幸君) それは、第二十六條の二で「次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならぬ。」しかも、そのときに第二号では「共済の目的につき危険の分散が充分に行われぬ」と認められるとき及び共済契約の締結の見込が少なくないといふとき、許可しなかつてもいいわけでありませぬ。従いまして、幾つかのものが競合されて参りますので、今付則によつてこれは許可するものが原則なのでありますけれども、これを6の二号によりまして競合するときには、結局共済契約の締結の見込が少くないか、成立し得ないのではないか、こういう判断がなし

得るわけでございます。そのときには許可をしないでいいと、こう言うことができるわけでありませぬから、従いましてこれは大して困難を伴わないのではないかと思つております。法定されております地区一個の原則は、この6の二号の適用解釈によりまして、十分法律的にも守つていけるものと考えておるわけでありませぬ。

○宮澤喜一君 両提案者の御説明が違ひますが春日議員の御説明でも、どうも私はやはり、これは失礼でございませぬ、だめではないかと思ひます。それはなぜかと言へば新しくできる組合を言つておるのではありませんので、現在一つの県の中に幾つかの組合があつてそれが全部だめだということとはございませぬから、おそらく二つともうまくやつておるというところは、これは十分ありやうなことでございませぬ。そこでこの法律の組合というものは何人であるか、千人であるか、五十人であるか、五十万あるか、五十万のうちの千人のものが一つ認められる、あのものはこれは危険の分散が行われぬといふか、多分共済契約の締結の見込みが少いというやうなことは、現実に仕事をしておる組合でありますだけに、失礼であります。春日議員が知事であればそうおっしゃるかも知れないが、普通ではちよつと言ひにくないことでございませぬか。

○衆議院議員(春日一幸君) 現行協同組合法に基く信用協同組合の設立許可、認可に当りまして、資格を備えて申請すれば、知事として許可をしなければならぬ形には相なつておりますが、実際に競合することによつて、や

はり資金を維持することができないとか、事業を維持することが困難であらうと知事が考えますときは、これは容易に許可をいたしております。従いまして行政運営の妙味を發揮いたしますれば、やはりこういうような授信事業の特殊性にかんがみまして、この法律の範囲内で適切な運営が期せられるのではないかと考えておるわけであります。非常に専門的な御質問でございますので、われわれの薄い知識をもつていたしましては、十分に御理解を願えないことは残念であります。相願わくはこの6の二で一つ何とか御容赦を願いたいと思います。

○宮澤喜一 君 よろしゅうございませう。よろしゅうございませう。そうすると、かつての組合にはお前の方は共済契約締結の見込みが少なからぬためだ、この法律の組合にはない。しかし、そういう見込みの少ないものがないから従来通りの組合としては生きられない、知事さんとしてはそうおっしゃるわけでございます。これは危ないんだが、今まで通りならやってもいいと、こうおっしゃるのでございませうか。

○衆議院議員(春日一幸君) 協同組合法に基く三十万円以下、これは現在通り別個の制度としてこれは存続し得るわけでございます。先生が御指摘になつておられますのは、それではないのでございませうか、すなわちこの法律の中にも示されておりますが、三十万円の限度内のもは従前の例によるということに相なつておりますので、それによって十分救済がされてくるのではないかと考えます。これをこえまして、この法律の適用を受けんとする

ものは、やはり知事の裁を受ける、やはり中小企業政策として指導、あつせんをいたします場合には、両者の合併統合等が懸念されまして、事実上の運営にはおおむね大過なきを期し得るのではないかと考えられるわけでありませう。

○宮澤喜一 君 くだくなつてはいけません。そういたしますと、提案者の答弁を統一していただきます。この法律によって付則の規定で二つ以上でできることはやむを得ない、法律提案者の意思は、そうであるという御答弁と、それからそういうことは、春日議員はなにとおっしゃらなかつたが、まあないのだというところをおっしゃいましたので、どちらかに答弁を一つ御統一を願つておくのが便利だと思ひます。

○衆議院議員(小笠原公昭君) 私も先ほど申し上げましたように、付則と二十六条の二とはあるいは矛盾するようであります。そこで、通常の状態におきましては、既存組合の組織変えが、もし条件が充足しておると二つ以上でできるというふうな形になると申し上げました。が、そこを行政指導で一本にまとめていくというふうな申し上げたつもりであります。これは第二十六条の二のところで、「都道府県につき二個とし、」と書いてございませうので、これを中心にいたしまして、この組織変えの認可基準を十分に活用して、既存組合の組織変えに對しましては、一本で持つていく、こういうふうな考えております。

○宮澤喜一 君 それでは次に、もう少しすなわち質問を申し上げますが、この二十六条の二で、まあ都道府県につき二個とすると、こういうのでございませう。そこで、この組合は千人でございませう、一つの県で千人が寄つて、危険の分散が必要でございませうから、やはり広範囲に千人が寄りまして、そして認可を申請する、六項によりまして行政庁はこれを認可しなければならぬ。そうしますと、また別の千人が寄りまして、同じような広範囲な千人が寄りまして、自分のところも認可をして下さい。こう言いますと、行政庁は一個でなければならぬから認可はできない、こうおっしゃる、それが、この規定だと思ひます。そこで考えますのに、この事業は一種の厚生福祉の事業でございませうから、国民は結社の自由を認められております関係では、任意の千人がグループになつてこれを願ひ出るといふことは、本来自由でなければならぬものだと思ひます。提案者の御心配になつてゐるのは、そういうものがたくさんできてしまつて、共同になつてはいかぬといふ、こういう御心配はわかりますが、しかし、一緒になつて、かりに、これが十万人でなければ組合ができないといふのであれば、一県の成年の人口が五十万として、十万人ありますと、その次の十万というものは、なるほどちよつと危いかもしれない、しかし、五十万のうちで千人が一ぺん固まつて認可を受けると、次の千人はもうこの法律に基く権利を行使し得ない、これは非常に厳密な意味で憲法違反になるかどうか問題がございませうが、しかし、国民の自由といふものはなほだしく拘束するところ考えになりませうか。

○衆議院議員(春日一幸君) 御承知の通り現行の諸制度におきまして、授信事業はことごとく許可、認可に相なつておるわけでありまして、その許可、認可の条件となりますものは、その事業が成り立ち得る規模と構想という形に相なつておるのであります。従いましてこういうような比較的安い火災保険料金で保険事業を行なつていくといふことに相なるわけでありませうから、これは容易に資本といふものが、蓄積されるわけのものでもないでございませう。従いまして、これはやはり危険が広範囲に分散されて、しかも、多数の参画が期待されておるわけでございます。いふならば、火災保険事業におきまして、そういう見地から競争による共倒れを排除いたしますために、損害保険料率算出団体に関する法律、あるいは保険募集の取締に関する法律等、数々の特別立法を行ひまして、そうして独占禁止法の適用をことごとく除外をいたしておるわけでありませう。そういうような観点に立つてこれを判断いたしますとき、なるほど自由競争の原則をこの場合欠く場合があるかもしれないけれども、これは保険事業そのものから、他の保険業法その他から考えまして、これは必ずしも異例の措置とは考えないわけでありませう。いふならば、この事業が成り立ち得るようには、弊害の俾いませんように重点をそこに置いてやはり一府県において一つ、このことが成立し得るまた経営し得る可能な限界であらう、かくのごとくに相定されておるわけでありませう。

○宮澤喜一 君 第二十七条の二の六項によりまして、この法令違反などに該当しないときは認可をしなければならぬのでございませうから、簡単に申せば、これは早いものがちといふことでございませう。

○衆議院議員(春日一幸君) これは他の条文にも規定されておつたと思ひますが、これはだれでもいいといふわけのものではないでございませう。おのずからだれでいいかんといふことも明確にはしてありませんけれども、やはり附則三条の四項なんかも、やはり役員の方、住所、その他必要な事項等が行政庁に提出されるわけでありませう、いづれにいたしまして、その責任者になる者は、その事業自体が信用を生命といたします事業でありますから、やはりそれだけ社会的信望のある人、しかもそういう事業についてある程度の知識……経験はいかてでありませうか、そういうものをお持ちになる人がやはりおのずから民主主義の原則で、その責任者に選ばれて参ることが期待されておるわけでありませう。だれでもいいといふわけではありませう、だれでなければならぬといふ条件もありませんけれども、これまた行政指導の妙味の中において適切な結論が出てくるのじやないかと期待されておるわけでありませう。

○木内四郎君 やむを得ない用事があるばいけません。ちよつと席をはずさなければいけません。この機会に大蔵省にちよつと資料を要求しておきたいと思ひます。私も大蔵委員会におきましては、数年前に町の金融機関といわれる保全あるいは日殖その他が破綻した当時におきまして、保険につきましても、火災共済の名前のもとにいろいろな組合ができて、実質保険を行なつておるけれども、もし、これが形が變つておるけれども、保全とか、

あるいは日領のような不始末を生じて、国民多数に迷惑をかけては困るから、こういうものについて直ちに詳細に調べて、それに対して適切な措置を講じなければならぬのじゃないか。ことに、規定を厳重にして、しかも実際取締りにおいても厳重にしなければならぬのじゃないかということも、大蔵委員会が数年来話しておったことがあるのであります。そこで、大蔵省に当りいろいろ資料を要求しておたのでありますけれども、それについてお調べができていないのじゃないかと思

いますので、いろいろこの火災共済組合で不始末をしたことにつきまして、今ここで短時間に御説明願うのもどうかと思ひますので、たとえば前にわれわれの尊敬しておった同僚の波多野君がやつておりました日本社会保険協会有るいは広島におきまして共済協同組合、あるいは解散したりあるいは破滅状態になつて多数の被共済者に対して非常な迷惑をかけている事例がありまして、そのほか新潟県にも例があります。北海道においても例があったのであります。それについて大蔵省の方では大蔵委員会の要求に応じて相当詳細に調べたものがあるはずでありますので、今日この火災共済組合が重なる規定を設ける必要がないように厳重なる規定を設ける必要がある、あるいはまた監督においても厳重にこれを取り締まる必要があるということをお私に考へていられる、委員諸君もお考えになつていられるのであります。その参

考として大蔵委員、商工委員及び地方行政委員に至るまでこれをお願いしたいと思ひます。私はまだ質問したい点もありませんけれども、他の同僚諸君にお

願ひいたしましたして、その資料の提出を要求いたしましたして、私の発言を終りたいと思ひます。

○委員長(松澤兼人君) 銀行局保険課長の松本君が来ておりますが、資料があるかないか、提出できるかどうか、それだけちょっと御発言願ひします。

○説明員(松本十郎君) ございますから、お配り申し上げます。

○宮澤喜一君 二十二ページの百十一條の第二項の次に加える一項でござい

ますが、この条文はどう読むのでござい

ますか。「設立の認可その他この法律による権限の一部を都道府県知事に委任するものとする」というのでござい

ますから、監督は道庁、大蔵大臣でござい

けれども、設立の認可については、これは都道府県知事が法律によつて委任された権限を行使する、こういうのでござい

ますね。

○衆議院議員(小笠公昭君) 第百十一條の第二項の次に加える一項として「政令の定めるところにより、設立の認可その他この法律による権限の一部を都道府県知事に委任する」と、こう書いてござい

ますが、私どもの立案の趣旨としては、設立の認可、特に都道府県地区の火災共済協同組合の設立認可はこの規定によりまして都道府県知事に委任したい、こういうつもりであります。なお、監督その他の問題は当然でござい

ます。

○宮澤喜一君 私もう読みます。設立の認可その他の権限を委任するものとするというのでござい

ますから、法律の規定上当然に委任されている、この考えが、そうしますとこれは何

かつたときの監督は通商大臣、大蔵大臣がやるが、とにかく生まれるときは知事限りで生まれてしまふ、こういうことになるわけ

でござい

ますね。

○衆議院議員(春日一幸君) この設立の基準は法律で定められておるわけでありまして、従ひましてこの法律に準

拠いたしまして都道府県知事がその設立認可権を持つわけであり

ますが、それだけではなく、その基準というものがまた別個政令によつて定められる、まあこういう形に

相なつておるわけであり

ます。従ひましてこの「政令の定めるところ」というのは、大体における認可基準が政令によつて、すなわち中央政府によつて拘束を受けるわけであり

ますから、これは知事の専決権というものは断じがたいと存するわけ

でござい

ます。共済管でありますから、従ひまして先生の御指摘のようにこれは知事に権限を法定するといふのではなく、やはりこの所管大臣が政令で定めた基準によつての委任権限であり

ますから、これは断じがたいと考へるわけであり

ます。

○委員長(松澤兼人君) 宮澤君に申し上げますが、法制局の西村法制局第三部長が見えております。

○宮澤喜一君 なお、法制局からい

てでござい

ますので、部長にちよつとお尋ねいたしますが、実は先刻から私も議論をいたしておりましたこと

で、ただいま議題になつております法案は、中小企業等協同組合法の一部改正案でござい

ますが、その第九條の七の三、この八ページにござい

ますが、ここでこの火災共済協同組合はどの程度の共済契約を取つていいか、こ

うい

う規定がここにござい

ますので、一方で金額で百五十万円と切りまし

て、他方でこの組合が契約を締結する事業年度の直前の事業年度終了日にお

ける各号の資産、俗にネット・サープラスという規定でござい

ますが、一

号から五号まででござい

ますが、その百分

の十五をこえるような契約をとつては

いけない、両方で縛つてあるわけであり

ます。

そこで私が提案者に伺つておりましたのは、なるほど事業開始後何年かたった場合にはこの規定がこれは動

きますが、事業開始の最初の年度にはその基準となる資産というものは、この法律からは出てこない。そのときにどうするかというのを伺ひましたと

ころが、提案者は結局最後には「ただし、省令で定めるところにより、行政

庁の許可を受けた場合は、この限りでない」とこの省令で初年度の場合には、これこれをもつてネット・サープラスとする、こういうことを書くのだ、こ

うい

う御答弁であり

ました。そこで、私はこれは権利義務に關係あるものであ

りますから、省令なり、政令なりとい

うものは、当然法律の委任に基かなければなり

ませんが、このただし書き以下

の文言といふものは、百五十万円を

場合によつてこえてもいいといふ、現

実にそういふものがあるものでござ

いますから、それを言つてい

るのであつて、初年度にはネット・サープラスはこ

うい

うふううに勘定するのだとい

うことは、この省令では書けないのじやござ

いませ

んですか。これは私はしろう

とでござ

いますから、何で書けるとお

しやればそれでござい

ますが、こ

うい

うご

とで御意見を求

めしたいのでござ

います。

○政府委員(西村健太郎君) 実はお答

えいた

します前に、お答えになるかど

うか知

りませんが、この法案は御承知

のように衆議院の提出でござ

います。審査に全然立ち会つておりませ

ん。実

は、ただいま伺つただけでござ

います。あるいは私のこの法律が施行に

なつた際

においてどう解釈されるか

という意味で申し上げるよりし

うが

ますから、もし法制局でさらに違つた解釈をお持ちのような場合に、商工委員において聞き取りを願うようにお願ひ計らいを願つておけば、幸いでござります。ただいまの御答弁の通りであります、これは非常に危険なことにいたします、これは非常にそう考えなからざるを得ない。私も実はそう考へておつたのであります。そこで、ほと

○宮澤喜一君　そういたしますと、従来からあったものは、今後とも青天井だとして、既契約については、契約が一年で切られるのは、そのままというのならわかりますが、そうでなくて、すでにあったものは今後幾らいつてもいい、千万円でも二千万円でもいい、しかしこれからできるものは三十万円で

○宮澤喜一君 たとえ、性格において従来あつたものと似たようなものができましても、なおお許しにならない、こういう法制でございますね。

○衆議院議員(春日一幸君) さようでございます。

○宮澤喜一君 わかりました。二十七ページ附則の第六条の印紙税の規定が

中小企業者の自家保険を奨励して、その營業の維持に少しでも役立つようにしたいという大きなねらいを持つておりますので、印紙税に関しましては、特典を与えていきたい、こういう考え方でやったわけであります。

○宮澤喜一君 この法律によります並

は、都道府県もしくは市というものは、都道府県一本になりますから、都道府県がやるのが主力であります。中小企業は非常に集中しております都市等におきまして、中小企業援助措置として、さらに一部の保証を負担する場合を排除

する必要がないのじゃないか、こういうふうなつもりで広く地方公共団体と書いておるのであります。

○小林武治君 ここに結果だけ、地方公共団体が保証すると、私どもは地方公共団体というものは、もう御承知のように今赤字団体、特に都道府県などは、全国で赤字が三つか四つしかない、こういう状態にあるのに、一体幾ら膨張するかわからないようなこの火災共済の支払いの保証をするということは、きわめて不適当じゃないかと、こういうふうな考えますが、それはいかがでしょうか。

○衆議院議員(春日一幸君) 御指摘の通り、地方公共団体が財政困難の折から、こういうような事業にまで責任を負うていくことは、適当かどうかという御質問でございますが、現在すでに全国におきましては、北海道を始めとしたしまして、十五県か七県かが同様の予算外義務負担の議決を行なっておるわけであります。従いまして、これはあくまでも中小企業政策の一環の事業といたしまして、こういう措置を講ずるわけであります。財政の困難な折からでも、各地方公共団体は、別個の立場におきまして、それぞれ独自の財源を設けて中小企業政策を行なっておるのでありますから、従いまして地方公共団体に課せられております。行政事項の中の中小企業政策、その政策を遂行するに必要な財政措置と、こういうことでありますから、私は過大にわたりましては弊害を伴いましようが、その地方々々における中小企業政策の重点度に比例いたしまして、当然こういうような措置が行われることは至当であろうと考えるわけであります。

お、前の質問にちよつと敷衍をいたしたのでありますが、現在保証協会法で、地方公共団体が保証協会に出捐をいたしておりますその場合、その県内にあります小さい都市なんかにおきましては、その市民の受けております恩恵と申しましようか、そういう政策に相協力する意味で、県が主として出捐をいたしております保証協会へ、地方の都市公共団体も合せて出捐を行なっておりますところの事例もあるわけでありまして、従いまして予算外義務負担のこの事柄も、必要に応じて、すなわちこの保証協会に対する出捐の例等からいろいろ類推いたしまして、そういう予算外義務負担をあわせて行うこともあり得るのではないかと、こういう工合に考えておるわけでありまして、○小林武治君 今まで多少の保証をいたしております、たとえば信用保証協会に対する出資あるいは商工中金の債権の引き受け、こういうふうないろいろのことをいたしておりますが、これはすべて行政措置として、どちらかといへば、県の考え方でやっておりますが、これでは一つの支払保証を法定する。これならむしろもっと大げさにその組合の支払いを保証することができると、こういうふうな規定をどうしてさねないで、ただ結果だけ出されたのか、こういう点お伺いいたします。

○衆議院議員(小笠公昭君) この規定は九条の七の三の五号は、地方公共団体ににおきまして中小企業政策の一環として支払保証をした場合には、その金額をネット・サンプラスの計算の基礎に入れ得る条項として、一号から五号を書いたものでありまして、これで義務づけるというわけではございません。

そういう場合がありましたら、いわゆる給付金額の計算の中に入れよう、こういう考え方でございます。

○小林武治君 こういう規定をすれば、どうしてもやはりどんな貧乏な公共団体も支払い保証をするというふうなことは、これは自然な成り行きで、場合によると強要されるという、結果においてもそういう結果を生ずるのでありますので、私は財政上非常に好ましくない、こういうふうな思ふのであります。ことに私は、先ほど団体は一つ府県一つとこういうことであります。が、業種別にすれば幾つでも作れると、こういうふうなお考えありませんか。

○衆議院議員(小笠公昭君) 業種別には、地区を全国地区にいたしますと幾つもできるということになっております。

○小林武治君 それではこういうことをおやりになるなら、もう一つ大きく言え、要するに連合会に対する再保証、こういうことは全然お考えにならないのですか。国家の保証とか、あるいは地方団体の保証とかいうことは、どうですか。

○衆議院議員(小笠公昭君) 火災共済協同組合連合会に対して国家が再保証するといえますか、再保険のような形をとるといふことは、ただいまのところ考えておりません。

○小林武治君 私は自治庁にお伺いいたしますが、自治庁はこの地方公共団体が結果においては支払い保証されるようなこういうやり方に対して賛成であるかどうか、自治庁の意見を伺っておきます。

○政府委員(小林三三君) これは自治庁、われわれの考えをいたしましては、地方公共団体がこういう特殊の業態の一部のもの、しかもその財産の火災に対する損害に対する保証、それだけににつきましてこういう保証をすることが、法律上可能か不可能かという問題は別にいたしまして、そういうものを保証することは、前提にした規定を置かれることは、われわれとしては必ずしも適当でない、こういうふうな考えをしております。

○小林武治君 これは地方財政について責任を持つ政府当局と申しますか、自治庁が、きわめて危険である、こういうふうなお考えを持っておられるのであります。私どもは、私どもは、この限度はおそらくほとんどこれを限ることができない、こういうふうな事態を生じてくる。従いまして、これがたゞ火災等の場合においては、府県の財政というものは、非常な大きな迷惑を及ぼすか、欠陥を生ずる、こういうふうな思ひますので、この方法については、私どもは自治庁と同じくきわめて不適当な措置である、こういうふうな考えをしておりますので、この際、今のたとえば債券の引受けとかあるいはその信用保証とか、こういうものと違ひまして、とにかく損害も起されば、ほとんど全的に支払いをしなければならぬというきわめて重大な支払責任を地方団体に与え、こういうふうな重要なきわめて危険な問題である、こういうふうな思ふのであります。この際地方公共団体を削つてしまつと、こういうようなことが非常に大きな支障になるかどうか、こういうふうなことに一つ伺つておきます。

○衆議院議員(小笠公昭君) 私は中小企業対策として各地方公共団体がやる措置につきましてはいろいろあると思いますが、金融上の援助措置としての信用保証協会の出資、信用保証協会に対する支払いの保証の問題、また、こういうふうな火災共済に對して財政の許す範囲内においての支払い保証等として、一つの全般的な中小企業の援助策として、もし地方財政が許すならば私は適当なものと考えておるのであります。で、これはあくまでもそれぞれの地方公共団体の財政の状況、その地区内の産業政策のいかんによつて異なつてくることと思ふのであります。このお尋ねの焦点であります第五号を削除することによつて、本制度に大きな影響を及ぼすかということにつきましては、これは見る人によつて違ひ々々と思ふのであります。ただ、本制度全体が中小企業政策の一環として考えられておりますので、この共済金額の点におきまして、できるだけ大きくなるように、もちろん頭は百五十万円でありませんが、それよりも以下の場合のネット・サンプラスの計算において、できるだけ有利になるような考え方をすることが適当であらうと思つて、この規定を置いたのであります。

○小林武治君 私は繰り返して申し上げますが、その信用の保証とか、あるいは債券の引受けとかによる損害といふものは、一割とか一割五分とかきわめて少ないものであります。火災共済に關する限りは、ほとんど全般的な支払い義務を生ずる、こういうことであります。ものと同視するといふことは、きわめて私は不適当である、こういうふうな思つておるのであります。この点

○衆議院議員(小笠公昭君) 私は中小企業対策として各地方公共団体がやる措置につきましてはいろいろあると思いますが、金融上の援助措置としての信用保証協会の出資、信用保証協会に対する支払いの保証の問題、また、こういうふうな火災共済に對して財政の許す範囲内においての支払い保証等として、一つの全般的な中小企業の援助策として、もし地方財政が許すならば私は適当なものと考えておるのであります。で、これはあくまでもそれぞれの地方公共団体の財政の状況、その地区内の産業政策のいかんによつて異なつてくることと思ふのであります。このお尋ねの焦点であります第五号を削除することによつて、本制度に大きな影響を及ぼすかということにつきましては、これは見る人によつて違ひ々々と思ふのであります。ただ、本制度全体が中小企業政策の一環として考えられておりますので、この共済金額の点におきまして、できるだけ大きくなるように、もちろん頭は百五十万円でありませんが、それよりも以下の場合のネット・サンプラスの計算において、できるだけ有利になるような考え方をすることが適当であらうと思つて、この規定を置いたのであります。

を私どもとしては十分に検討しなければならぬ、こういうふうに出ておられます。それからしてこの問題はもとに主務大臣を定めておるが、実際はほとんど知事にまかしてしまふ、こういう格好であります。行政の実際からいって、かような非常な大きな危険の伴う仕事をこのようにほとんど包括的に知事に委任するといふようなことは、私は非常に危険と申します。行政上不適当であると、こういうふうに思いますが、まあこの認可、たとえば最初の認可等につきましても、これは国が相当に内容を監督する、こういうことがぜひ必要だと思ふのであります。それは文章の上では、知事にまかせればつばにやれると思ふが、これは提案者もよくおわかりと思ひますが、行政の実際からいへば、運動とか陳情とかに動かされてきわめて複雑な、場合によると乱雑な監督をする、こういうふうになっておりますので、これらの認可等につきましても、かような包括的なものはきわめて不適当とこういうふうに思いますが、いかがですか。

○衆議院議員(小笠公留君) 小林さんの最初のお話でありましたが、九条の七の三の五号の地方公共団体の支払保証は、いわゆる給付総額を保証するのでございます。その財政の許す範囲内におきまして、五百万円とか千万円とか額を限って支払い保証をするのになつておるのであります。

第二の御質問の、いわゆる権限委任の問題でございますが、先ほど青木さんからもお尋ねがあつたのであります。一応都道府県知事に設立の認可、その他本法に基づく監督に関する規

定を委任いたしましたわけですが、先ほど申し上げましたように、各都道府県の中小企業対策というものが、実際上都道府県知事の責任において行われておることが非常に多いのであります。国の行政といたしましてはすでに御承知の通り、その予算の關係におきましても、それほど多きを誇るに足らないのであります。そういうふうな点から考えまして、当該都道府県の商工業者、中小企業者の助成策の一つとして、この制度を当該都道府県知事に中央の一定の基準に基いて運用せしめるといふことが、中小企業対策としては私は熱が入り、効果が上るのではないかと考えておるのであります。もちろん、都道府県知事は当該都道府県内におきまして中小企業者の振興をはかるといふことに、私は誠意を持って当るものと実は期待いたしておるのであります。

○青木一男君 時間がだいぶたちましたから、一点だけ伺ひしておきます。七ページの一番しまいのところの行に、第九條の七の二の二の、一番しまいの行の「火災によりその財産に生ずることのある」という、この「財産」というのは、先ほど宮澤君の質問に対する答弁が非常にあいまいであつた。私はこの法文を讀んでみて、「その財産」ということは当然、「組合員と生計を一にする親族又は組合員たる組合を直接若しくは間接に構成する者のために」と書いてありますから、この親族等の財産を意味することは、一点の疑いがないと思うのですが、何かさつき御答弁が違つたような御答弁があつたようですが、その点、はつきりお答え願ひます。

○衆議院議員(春日一幸君) 御指摘の通り親族固有の財産であります。従ひまして、その生計を一にする親族でありまして、その親族固有の財産でなければ、たとえば妻が夫の財産に対して保険をかけることはできないのであります。夫の財産に対してその妻が、たとえばこの限度額をかけるというふうな仮装の行為が行われ、擬装して行われるという場合は、当然贈与税の対象となりましょう。従ひまして、その財産というものは、親族個人の財産、妻でありますならば、妻の衣類であるとか、妻固有の財産、子供も同様でございます。そういうわけでありまして、この点はその親族たるの名前を乱用して、そうして夫の資格を用ひまして、そうして先に御質問のありましたように、五人家族は七十五万円までいけるのじゃないかというふうな事柄には当らないわけであります。

○青木一男君 それは当然ですね。擬装した場合は、それは当然ですが、今日相当生活程度が向上しておりますし、やはり親族の間で相当財産のある人ももちろんある。それから直接間接に組合を構成する者というようなことについて、数の制限はないということでは明らかでございます。実際財産があるかないか、これは当然別な問題ですが、ある場合には数の制限がない、これは明瞭でございます。その通りでございます。

○委員長(松澤兼人君) それじゃ速記をちょっととめて下さい。

○委員長(松澤兼人君) 速記を始め

て。他に御発言がなければ、時間もだいぶ経過しておりますので、速合審査会は一応この辺で終了することにいたしたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認めます。

商工委員会におきましては、今日の質疑を十分考慮して、慎重に本案を審議するつもりであります。

御異議がなければ、これにて閉会いたします。

午後六時三十六分散会

昭和三十一年五月二十二日印刷

昭和三十一年五月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局